

# 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務の内容

本業務は、物価上昇を上回る賃上げの定着のため、事業者の生産過程における原材料や労務費上昇分について、適正な価格としての売価反映（価格適正化）が必要となることを周知、広報するテレビ等動画CM制作及び放映、新聞広告制作及び掲載並びにチラシ作成等の業務である。

なお、詳細は、別添物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 業務の目的

原材料価格や労務費が上昇する中で、社会全体で成長と分配の好循環を形成していくため、価格決定の仕組みや、価格転嫁の必要性等について広く県民及び事業者に周知し、物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化推進の機運を醸成することを目的とする。

### (4) 業務期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

### (5) 予算額 金4,990千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」に登録されている者であること。
- (4) 本件調達公告の日から令和7年7月31日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達公告の日から令和7年7月31日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 評価方法

- (1) 企画提案書等（企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）1（1）に規定する企画提案書等をいう。以下同じ。）の審査を行うため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は3名の審査委員で構成するものとする。

- (3) 審査に当たっては、提案者（企画提案書等を提出した者をいう。以下同じ。）によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 審査は、別に定める物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務委託評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行うものとする。
- (5) 審査会の審査前に審査委員に働きかけ等を行った提案者は、失格とする。

#### 4 選定方法

- (1) 3の審査による得点の順に順位を付し、最も高い得点を得た者を最優秀提案者（以下「最優秀提案者」という。）として選定する。
- (2) その他詳細は評価要領による。

#### 5 手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部商工政策課

電 話 0857-26-7538 ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

- (2) 作成要領の交付方法

作成要領は、令和7年7月7日（月）から同月31日（木）までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月7日（月）から同月31日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ。

#### 6 提出書類等

- (1) 提出書類

企画提案参加申込書（実施要領様式第1号）、公募型プロポーザル参加資格確認書（同要領第2号）及び企画提案書等

- (2) 提出期間

令和7年7月7日（月）から同月31日（木）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 提出方法

持参又は郵便等の方法により5の（1）の場所に提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

#### 7 企画提案書等の作成

- (1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成すること。

なお、提案者は、本業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、本業務の一部を再委託する予定の者又は本業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1の（1）のアの（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

- (2) 企画提案書等の作成に当たって質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に令和7年7月11日（金）午後5時15分までに提出すること。なお、電子メールを送信する際は、件名に「物価上昇を上回る賃上げの定着に向けた価格適正化の推進業務」と記載すること。
- (3) (2)により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）までにインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>) によりまとめて閲覧に供する。

## 8 プレゼンテーション

プレゼンテーションは、令和7年8月上旬（平日）に鳥取市内で実施することを予定している。日時、場所その他詳細な情報は、提案者に別途連絡する。

## 9 契約の締結

県は、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議（企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。以下同じ。）を行い、見積書を徴して契約を締結する。ただし、最優秀提案者との協議が不調のときは、4の(2)の順位が第2順位の提案者から順次協議及び見積書の徴取を行い、契約の相手方を決定するものとする。

## 10 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 その他

### (1) 企画提案書等の無効

2に定める参加資格を有しない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載がなされた企画提案書等又はプレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するとともに、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>) で公表するものとする。

### (3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (4) 著作権の取扱い

企画提案書等に係る著作権は、当該企画提案書等を提出した提案者に帰属するものとする。ただし、受託者の企画提案書等に係る著作権の帰属は、契約書により定めるものとする。この場合において、県は受託者に対して、当該著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

### (5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

### (6) その他

詳細は、仕様書及び作成要領による。